

官庁施設の 「支障がない状態の確認」 講習会を開催します



開催日時

毎年、10月中旬頃、東京第二営繕事務所管内で、開催しております。

開催場所

講習内容

教室での講習:法令点検の概要、保全の基準について説明。

実地講習:庁舎を実際に回りながら、確認のポイントを習得。

開催案内の送付

9月上旬頃に開催案内を送付しますので、参加を希望される方は同封の参加登録票を返信してください。

(「関東地区保全連絡会議」の開催案内と同様です)



「支障のない状態の確認」とは

施設保全責任者は、国のすべての建築物において、その建築物の状態が適切に保全されているかを確認する必要があります。

保全の基準※¹では、「建築物が支障のない状態であること」と定めており、実施の要領※²にその確認方法が記載されています。

※¹ 保全の基準:国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準(国土交通省告示第551号)

※² 実施の要領:国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領

保全の基準で定められている「支障のない状態の確認」について、実際の建物を使用した実地講習会を開催します。施設保全責任者が行う日常的な点検について体験し、施設の保全にお役立てください。



ご質問・お問い合わせ

東京第二営繕事務所

技術課保全係

〒135-0062 東京都江東区東雲1-9-5 ☎ 03-3531-6550

E-Mail: ktr-tou2eizen@mlit.go.jp